

## これまでの議論を踏まえた基本的事項の整理

## 1 保育所保育の概念

- 保育所の役割・機能
- 子どもにとっての機能
    - ・ 養護 ～ 生命の保持と情緒の安定
    - ・ 教育 ～ 人間形成の基礎を培う発達援助
  - 保護者にとっての機能
    - ・ 園児の保護者への支援
    - ・ 地域の在宅子育て家庭への支援

○養護と教育の関係 → 発達過程（0～6歳）に応じ一体的に発揮するもの

## 2 保育所の今日的意義

○社会的環境の変化に伴う課題への対応

○保育所の直面する課題への対応

○保育所の持つ特質

## 3 告示化

○規範性の明確化 → 最低基準である保育内容に関する事項

○規範性を有する指針の内容

- ・ 明示的に規範性を有する事項

例：保育計画・指導計画の作成、自己評価、研修など

- ・ 基本的考え方、原則的事項

個々の保育所の独自性、柔軟性を認める

例：保育の形態（クラス編成等）、家庭や地域との連携、子育て支援等

○告示と解説の役割分担

- ・ 告示：全ての保育所に適用される保育内容、及び関連する運営事項の原則、基本的考え方を規定
- ・ 解説：告示の内容の解説、補足する事項の説明、各保育所での創意工夫や指針内容の理解と参考になる事項の紹介

○改定に当たっての記述の留意事項

- ・ 曖昧な表現を極力避け、簡潔なものとする。
- ・ 鍵となる概念、用語は定義を明確にし、指針を通じて統一する。
- ・ 各章間、各章の各節（特に第3章から第10章）の記述内容の重複を整理する。
- ・ 各章、各節のつながりを踏まえた論理的でわかりやすいものとする。
- ・ 概念の説明的記述は必要最小限にとどめる（詳細は解説で記述する）

## 保育所の役割・機能及び今日的意義の考え方

## 【保育所の役割・機能】

## ◎子どもにとっての機能

1日の生活をベースに養護と教育が発達過程に応じて一体的に発揮

## ①養護：健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供

- ・食事、排泄、休息、衣服の調節、生活習慣等
- ・情緒の安定

## ②教育：生涯にわたる生きる力の基礎を育てる

- ・基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- ・自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ・自然等の興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の基礎を培う
- ・言葉への興味や関心を育て、豊かな言葉を培う
- ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う

## ◎保護者にとっての機能

③園児の保護者への支援 1) 園児保護者との協同による「子育て力」向上の支援  
(相談、助言、情報提供など)

## 2) 就労支援(延長保育などの特別保育の実施)

- ④地域の在宅子育て家庭への支援 保育所の持つ特性を活かした在宅保護者等への支援
- ・場の提供(一時保育、親子の交流、保育体験)
  - ・専門性の活用(相談・助言)、情報提供など

## 【保育所の今日的意義】

## ☆社会的環境の変化に伴う課題

- ・子どもの生活環境の変化(直接体験、人との関わりの不足、生活リズムの乱れ、子どもにとって満足できる居場所の不足)
- ・保護者の子育て環境の変化(抱え込み・孤立化、子育ての知識不足、喜びがわからない)
- ・保護者の就労環境の変化(保護者の仕事と子育ての両立を支える環境が不可欠)
- ・虐待問題、母子家庭の増加など福祉ニーズの高まり

## ○課題を解決するために保育所の持つ機能が不可欠

- ・養護と教育の一体的な提供(子どもの健全な発達)
- ・家庭との協同による子育て(喜び発見、子育ての知識の獲得、孤立化の予防、仕事と子育ての両立の実現)

## ☆保育所の直面する課題

## ○子育て支援に関する様々なニーズに対応した取組

保育所の機能の拡充の反面、

- ①現場の多忙化、職員の資質向上の機会が不足
- ②保育指導、地域の子育て支援の機能のばらつき
- ③地域の他の専門機関等との連携が不十分

## ○方向性：子育ての専門機関としての機能の改善、実質化

- ①保育士等の専門性向上の強化(研修、評価の充実)
- ②地域の人材、資源の有効活用、関係機関との連携
- ③地域の子育て支援の機能の整理
- ④園長のリーダーシップ、組織体制の充実

## ☆保育所の持つ特質

- ①保育や子育ての専門性を有する保育所スタッフが存在
- ②0歳から6歳までの就学前の子ども集団を見ることが出来る
- ③様々な遊びや安定した生活ができる環境(園庭、調理室、保育室等)が存在
- ④保護者同士の交流の機会がある

